

那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）見直し方針〔概要版〕

R4. 7. 4 庁舎整備推進室

1 作成の趣旨

庁舎整備については、H29～R1 にかけて、庁舎整備基本構想（素案）の検討協議を重ね、点数付け評価の結果、“中央公園に本庁舎を新築する”との基本的方向性を打ち出し、議会対応も適時行いながら、住民説明会を行いつつ、合意形成を図ってきたが、庁舎整備は多額の費用を要し、将来の烏山市街地・南那須市街地を核とした那須烏山市像に大きく関わる超大型事業である上、これに加え、令和元年東日本台風を契機とした防災集団移転や広域の衛生センター・那須南病院の建替えといった大きな行政課題も現れ、本市を取り巻く社会情勢や市民の声も大きく変化してきたこともあり、現行の基本構想（素案）は、市民や市議会から十分な理解が得られる内容ではなくなっている。

これを踏まえ、R3は“基本構想（素案）の見直し・再検討”を表明し、これまでの振り返りや、“今後の有効な進め方”を模索し、R4については、R3から継続して、これまでを振り返りながら、仕切り直しを図り、再度全体を俯瞰しつつ、庁舎を中心とした“まちづくり整備構想”の検討を進めることとしたところである。

については、R4から庁舎整備推進室が設置され、いよいよ本格的な見直し・再検討を進めるに当たり、「見直しの趣旨」「見直しの基本的考え方」「現行素案の課題・見直しのポイント」をまとめた「見直し方針」を定めるものである。

2 見直し方針の主な内容

I 見直しの趣旨

(1) これまでの検討経過

- ① 基本構想（素案）の策定・検討（H29.10～R1.9）
 - ・平成29年10月 「那須烏山市庁舎整備等検討委員会」を設置。
 - ・令和元年9月 「中央公園」に新築で庁舎を整備する方針について、これを「基本的に了」とする答申。
- ② 住民説明会の開催・神長地区の検討（R1.10～R2.5）
 - ・令和元年10月2日～11月27日にかけて、市内12の会場で住民説明会を開催。
 - ・その中で「神長地区（消防署周辺）」を検討して欲しい旨の意見が多かったことを受け、「中央公園」と「神長地区」を比較検討。その結果、評価点数が高い「中央公園」での庁舎整備を決定し、令和2年5月の広報那須烏山に掲載し周知。
- ③ 市議会 庁舎整備検討特別委員会における検討（H30.6～R2.3）
 - ・平成30年6月 市議会において「庁舎整備検討特別委員会」が設置。
 - ・令和2年3月 中間報告書を市長に提出「今後も、庁舎の位置、広域行政の保健衛生センター及び那須南病院の整備等を踏まえた長期的な財政計画、防災拠点としての機能強化、複合機能の具体化など、各委員の意見を参考として市民にも十分理解が得られるよう慎重に整備計画を進められたい」との意見が付記。
- ④ 庁舎整備検討用資料作成支援業務の委託（R2.8～R3.3）
 - ・基本構想成案に向けての基礎資料を作成するとともに、市議会の庁舎整備検討特別委員会からの中間報告書で出された意見等を調査研究し、考え方を整理するため、「庁舎整備検討用資料作成支援業務」を専門業者に委託。
- ⑤ 市議会 庁舎整備検討特別委員会への報告（R3.4～6）
 - ・令和3年4月 「庁舎整備検討用資料作成支援業務」の結果を報告。
 - ・令和3年6月 「中央公園に庁舎を整備した場合の概算事業費」「支援業務に関する

質問に対する回答」を報告。

⑥ 市議会 庁舎整備検討特別委員会からの要望書の提出 (R3. 6)

- ・令和3年6月 要望書を市長に提出。
→速やかなパブコメの実施、事務所位置条例改正の早期上程を求める内容。

(2) 見直しの表明

① 令和3年6月議会 一般質問答弁 <<沼田議員に対する答弁>>

- ・「庁舎整備検討用資料作成支援業務」の分析結果を十分に踏まえ、庁舎整備基本構想(素案)については、見直し等も含め、再検討が必要ではないかと考えている。

② 令和3年12月議会 一般質問答弁 <<滝口議員、中山議員、堀江議員に対する答弁>>

- ・行政サービスの維持や災害時におけるリスク分散の観点から必要最小限の支所機能が必要ではないかとの意見がある。
- ・また、デジタル化の推進により行政事務のスリム化が進んでくると考えられ、こうした新たな視点を踏まえ、庁舎の規模等に関して再検討を行っているところ。
- ・コロナの状況や災害の起こったことにより、いろんな意味での状況が変わってきている。また、職員の適正な人数も検討していただいたいとの話や、本当に庁舎だけでいいのかという意見も聞いているので、いろんな意味での庁舎の在り方について検討したいと思っている。

③ 令和4年3月議会 一般質問答弁 <<堀江議員に対する答弁>>

- ・庁舎整備については、市民の利便性に配慮した支所機能の設置や行政事務のスリム化、そして烏山体育館の代替施設の検討など、市民に分かりやすく説明するための内容の精査が必要であると感じ、現在時間をいただき、庁舎の規模や総事業費等について再検討を行っているところである。

見直す理由(まとめ)

- ・庁舎整備については、市議会議員だけでなく、市民の中でも様々な意見があり、これは、庁舎整備の必要性について、十分な共通認識に立てていないことが大きな要因であり、今一度、庁舎整備等検討委員会の委員意見や付帯意見並びに市議会庁舎整備検討特別委員会の議員意見を踏まえ、“庁舎整備は何のために行うのか”の原点に立ち返り、丁寧な議論と手続(プロセス)をもって、着実に庁舎整備を成し遂げる必要がある。
- ・庁舎の必要性についての市民の理解や合意形成が重要で、庁舎だけで議論を進めるのではなく、市民の利便性に配慮した支所機能の設置や現実的かつ身の丈に合わせた観点で庁舎規模を精査するとともに、まちづくりの観点から、どのように公共施設を統合・再配置していくかについて、一体的に検討し、市民に分かりやすく説明できる内容にしなければならない。
- ・また、近年の社会情勢の変化(災害を通じた防災拠点の重要性・コロナ禍によるデジタル化の推進)を踏まえた新たな視点でも検討する必要がある。

Ⅱ 見直しの基本的考え方

(1) 踏まえるべき視点

- ① 2町合併協議時からの庁舎整備の検討経過
- ② 庁舎整備等検討委員会における委員意見（H29.10～H31.3）
- ③ 庁舎整備等検討委員会の付帯意見（R1.9）
- ④ 市議会 庁舎整備検討特別委員会の中間報告書（R2.3.30）における議員意見
- ⑤ 本市を取り巻く社会情勢の変化
 - ア 令和元年東日本台風による被害・教訓
 - イ 新型コロナウイルスの流行・デジタル化の進展
- ⑥ 本市の財政状況

(2) “庁舎整備は何のために行うのか”の原点の再確認

- ① 災害発生時の災害復旧拠点・防災拠点としての重要性
- ② コンパクトシティを念頭に置いた都市再生（市街地再生）の実現
- ③ 利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎の実現
- ④ 市民との協働や市民の交流が図れる庁舎の実現
- ⑤ SDGsに配慮した環境にやさしい庁舎の実現

Ⅲ 現行素案の課題・見直しのポイント

(1) 庁舎整備とまちづくりの一体的な検討

《見直しのポイント》

- ① 4庁舎の今後の取扱いについての具体的な方向性の検討
 - 〔南那須地区における支所機能の在り方〕
 - 〔烏山庁舎・南那須庁舎の耐震不足に伴う当面の方向性〕
 - 〔今後の庁舎方式の在り方〕
- ② 庁舎規模の再検討
 - 〔当面の職員数の想定〕
 - 〔本庁舎に勤務する職員数の想定〕
 - 〔庁舎規模の精査〕
- ③ 「南那須市街地」と「烏山市街地」の今後のまちづくりの具体的な方向性の検討
 - 〔南那須市街地の今後のまちづくりの具体的な方向性〕
 - 【南那須庁舎の跡地利用の方向性】
 - 〔烏山市街地の今後のまちづくりの具体的な方向性〕
 - 【本庁舎の立地場所の方向性】
 - 【周辺公共施設の集約化・複合化の方向性】 【烏山庁舎の跡地利用の方向性】

(2) 市民意見や意向の把握の充実・合意形成の方策の検討

今般、所要の見直しを行うことも踏まえ、改めて、市民意見や意向の把握に努めるとともに、合意形成を図ることとする。

IV 見直しの手法

(1) 庁内検討体制

- ・ 庁内関係課の職員を中心としつつ、対応策の検討を進める。
- ・ 当面の見直し・再検討案については、副市長・各課局長で構成する公共施設等再編整備検討委員会に諮り全庁的な合意形成を図る。

(2) 庁舎整備等検討委員会の関わり方

- ・ 改めて市民や市議会からの意見等を踏まえた庁舎整備基本構想（素案）の見直しについて再諮問し、調査及び検討を行ってもらう。

(3) 市議会との合意形成

- ・ 市議会からの意見も十分に考慮し、見直し案の検討の過程においては、折々で意見調整を行った上で、最終調整を進めるなど進め方を工夫して合意形成に努める。

V 見直しの主なスケジュール（予定）

年度	内容
令和4年度 前半	庁舎整備基本構想（素案）見直し方針 の作成・決定 市議会への報告・意見聴取 庁内における意見、要望等の整理
後半	見直し方針等に関する市民等からの意見聴取 候補地に関する都市計画等の識者からの意見聴取 市民等における意見、要望等の整理 市議会への報告・意見聴取
令和5年度 前半	庁舎整備等検討委員会へ再諮問 （基本構想（素案）の見直し） 庁舎整備等検討委員会での調査検討 庁舎整備等検討委員会からの答申 市議会への報告・意見聴取 ※答申や市議会の意見を踏まえ、 構想素案 から 構想案 へ内容を精査 庁舎整備基本構想（案） の決定 市議会への報告
後半	庁舎整備基本構想（案）の パブリックコメント の実施 市議会への報告・意見聴取 ※パブコメ結果や市議会意見を踏まえ、 構想案 から 構想 へ内容を精査 庁舎整備基本構想 の決定 市議会への報告・公表
令和6年度	基本計画
令和7年度	基本設計
令和8年度	実施設計
令和9年度～10年度	施工